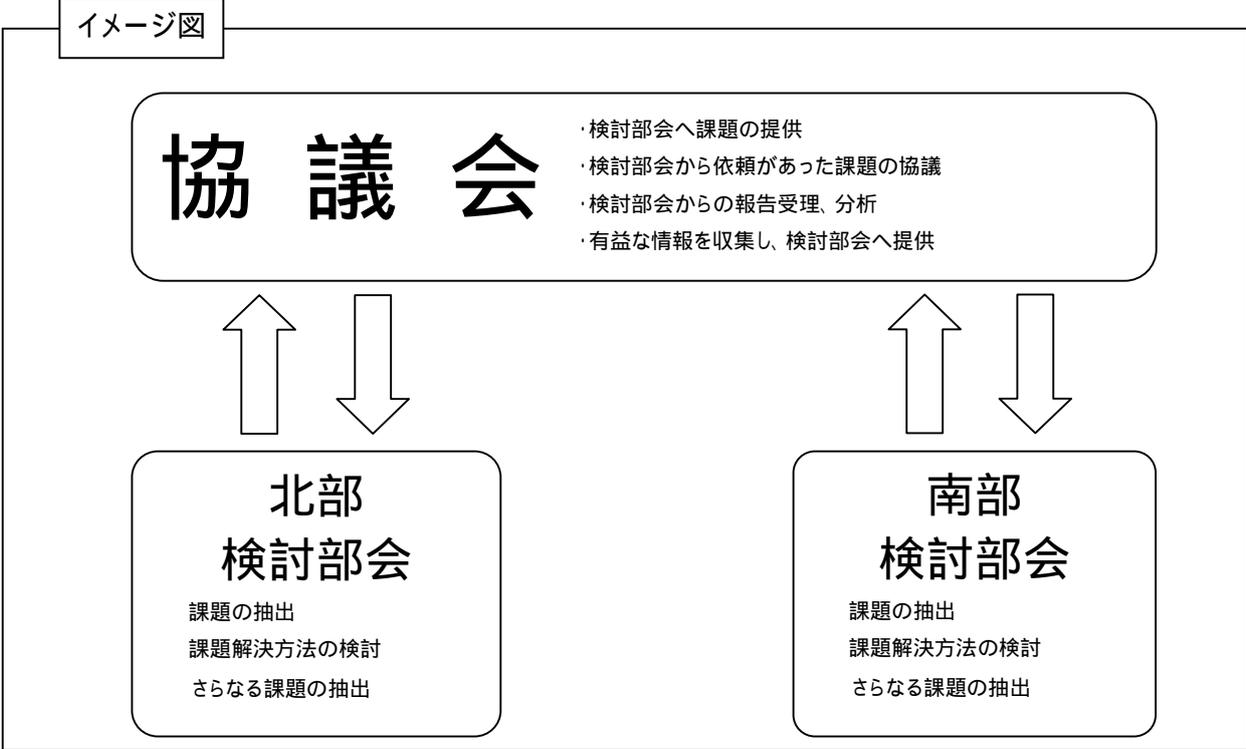


平成28年度以降の協議会、検討部会の組織及び役割について



基本的な流れ 北部・南部検討部会共通

- 課題の抽出
- 課題解決方法の検討
- の検討結果を協議会に報告
- の結果を部会内で共有
- さらなる課題の抽出
- へ戻る

参考：在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

協議会の役割

- ・(ア)から(ク)の課題の解決
- ・検討部会から提案された課題の検討
- ・検討部会へ課題提供
- ・参考人招致への協力
- ・情報収集・分析

検討部会の役割

- ・地域の課題抽出
- ・課題解決の手法の検討
- ・検討結果を協議会へ報告
- ・検討部会で決定できない課題や市全体が関わる課題の協議会への提案
- ・情報収集・分析

## 協議会と検討部会の役割

### 【協議会】

#### 〔ア〕から〔ク〕の課題の解決

国から示されている〔ア〕から〔ク〕の課題について、南北の検討部会と連携し解決に協力する

#### 検討部会へ課題の提供

地域特有の課題解決が必要な場合、市全体に影響する取り組みを実施した時に出る地域の影響を把握する必要がある場合、検討部会へ課題を提供する。

#### 検討部会から提案された課題の検討

検討部会の活動の中で生じた困難な課題や市全体に影響する新たな課題を協議し、解決方法を検討部会へ提供する。

#### 参考人招致への協力

検討部会から依頼があった参考人の検討部会への参加について、検討部会の活動が円滑に進むよう協力依頼する。

#### 情報収集・分析

〔ア〕から〔ク〕の課題解決に必要な情報を収集・分析し、検討部会の活動に必要な情報を提供する。

### 【検討部会】

- ・協議会の会長又は副会長が座長として部会を開催する。
- ・検討部会の開催日時は各検討部会で決定する。
- ・3分の2以上の委員の出席で成立。

#### 地域の課題抽出

地域特有の課題、活動の中で判明した市全体が関わる課題を抽出する。

#### 課題解決の手法の検討

抽出された課題を協議し、その解決方法を探る。

#### 検討結果を協議会へ報告

活動の中で判明した課題及び協議した課題の解決方法を協議会へ報告する。

#### 検討部会で解決が困難な課題や市全体が関わる課題の協議会への提案

協議を重ねても結論が出せない課題や、抽出された市全体が関わる課題の解決方法が見いだせない課題を、協議会へ協議を依頼する。

#### 情報収集・分析

解題解決に必要な情報を収集・分析する。

#### 【市事務局の協力】

- ・協議会又は検討部会から依頼があった、課題解決に必要な参考人の依頼・調整を行う。
- ・課題解決に必要な調査の実施に協力する。
- ・検討部会の会議を行う場所として、市で管理する会議室や施設の提供の協力を行う。
- ・必要に応じて検討部会へ出席する。